

日本インデックスオープン225

追加型投信／国内／株式／インデックス型

日本インデックスオープン225の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年6月5日に関東財務局長に提出しており、2025年6月6日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目 次	1
第一部【証券情報】	2
（１）【ファンドの名称】	2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】	2
（３）【発行（売出）価額の総額】	2
（４）【発行（売出）価格】	2
（５）【申込手数料】	3
（６）【申込単位】	3
（７）【申込期間】	3
（８）【申込取扱場所】	3
（９）【払込期日】	3
（１０）【払込取扱場所】	3
（１１）【振替機関に関する事項】	4
（１２）【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第１【ファンドの状況】	5
第２【管理及び運営】	31
第３【ファンドの経理状況】	37
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	68
第三部【委託会社等の情報】	69
第１【委託会社等の概況】	69

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日本インデックスオープン２２５
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

2025 年 6 月 6 日から 2025 年 12 月 5 日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、日本インデックスオープン 225・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、日経平均株価（225 種）採用の株式に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型	内 外	その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	日経 225
	年 12 回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		その他 ()

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年 1 回	目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

〈ファンドの特色〉

- 日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
日経平均トータルリターン・インデックスをベンチマークとします。

日経平均トータルリターン・インデックス とは…

配当込みの日経平均株価（225種）の値動きを示す指数です。

- ・「日経平均トータルリターン・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」自体及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- ・本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均トータルリターン・インデックス」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

※日経平均株価（225種）とは、株式会社日本経済新聞社が東証プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

- 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは、行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外への資産（日本インデックスオープン225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、配当等収益等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

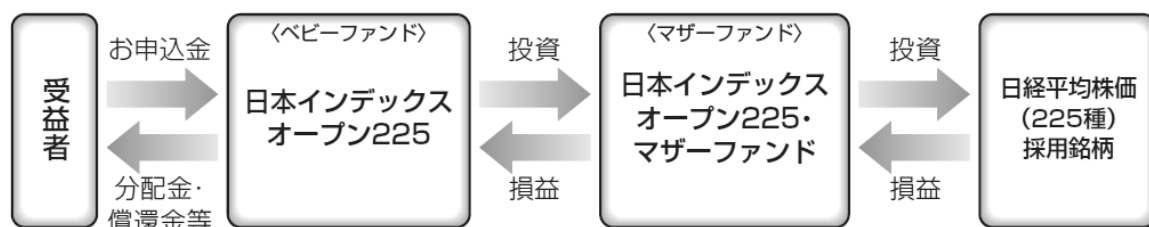
(2) 【ファンドの沿革】

2000 年 9 月 7 日	信託契約締結、設定、運用開始
2001 年 11 月 22 日	ファンドと実質的に同一の運用方針を有する親投資信託である日本インデックスオープン 225・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするため、信託約款の運用の基本方針、運用の指図等に係る条文を変更
2007 年 1 月 4 日	投資信託振替制度へ移行

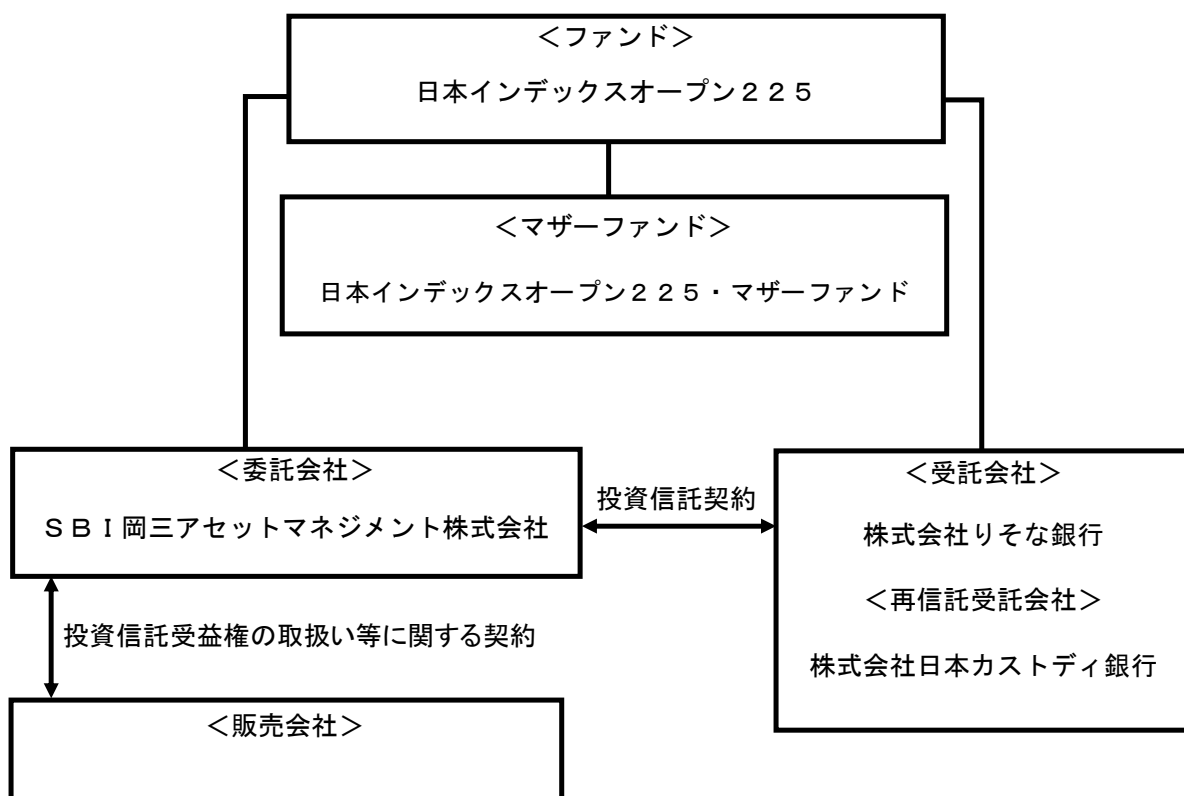
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2025 年 3 月末日現在）

◆ 資本金

1 億円

◆ 委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
2008 年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023 年 7 月 1 日	商号を「S B I 岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
S B I F S 合同会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	577,400 株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	554,701 株	49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本インデックスオープン 225・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として、日本インデックスオープン 225・マザーファンド受益証券に投資します。

ロ. 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 株式以外への資産（日本インデックスオープン 225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

ニ. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

■ 有価証券

委託会社は、信託金を、主として SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「日本インデックスオープン 225・マザーファンド」の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a 株券または新株引受権証書

b コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

c 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、b の証券の性質を有するもの

d 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

■ 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形

■ 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、解約、償還への対応及び投資環境の変動への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときは、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本インデックスオープン225・マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を投資対象とします。
投資態度	① 日経平均株価（225 種）採用銘柄を投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは行わないことがあります。 ② 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。
投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 9 月 6 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

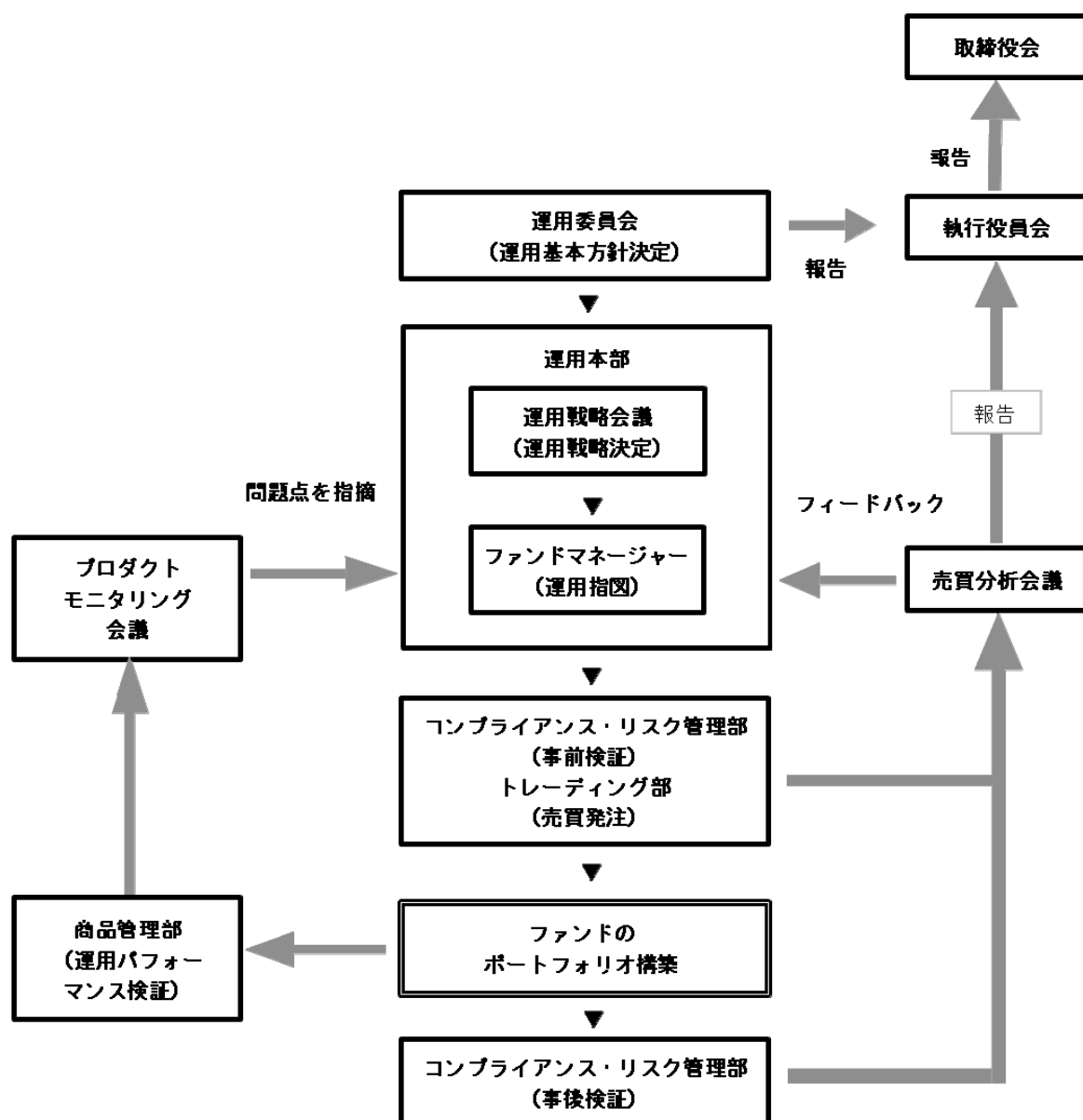
■ 日経平均トータルリターン・インデックス について

- ・「日経平均トータルリターン・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」自体及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- ・本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均トータルリターン・インデックス」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月 1 回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月 1 回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議 (月 1 回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 (月 1 回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月 1 回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (6 名程度)	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 (4～6 名程度)	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品管理部 (4～8 名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、2025 年 3 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

- 毎年 9 月 6 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。
 - a 分配対象収益の範囲
繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - b 分配対象収益についての分配方針
委託会社が、基準価額水準、配当等収益等を勘案のうえ分配金額を決定します。
 - c 留保益の運用方針
分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 投資する株式の範囲
委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 先物取引等の運用指図
 - a 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびにシンガポール取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
 - b 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにシンガポール取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）>

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a の数が b の数を超えることとなる場合には、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a 委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数
- b 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 日経平均株価（225 種）変動リスク

日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用しますので、日経平均株価（225 種）の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当とする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われ

ると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行いますが、日経平均トータルリターン・インデックスとの連動を保証するものではありません。
以下の要因などによりファンドの基準価額と日経平均トータルリターン・インデックスに乖離が生じることがあります。
 - (a) 株式や株価指数先物取引等の売買委託手数料、信託報酬や監査費用等の負担
 - (b) 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄を組入れないこと
 - (c) 日経平均株価（225 種）採用銘柄の銘柄入替え
 - (d) 株価指数先物取引等を活用すること

<投資リスクに対する管理体制>（2025 年 3 月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

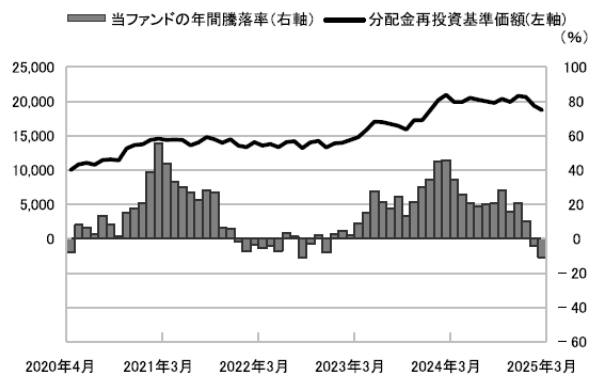
発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年4月末～2025年3月末

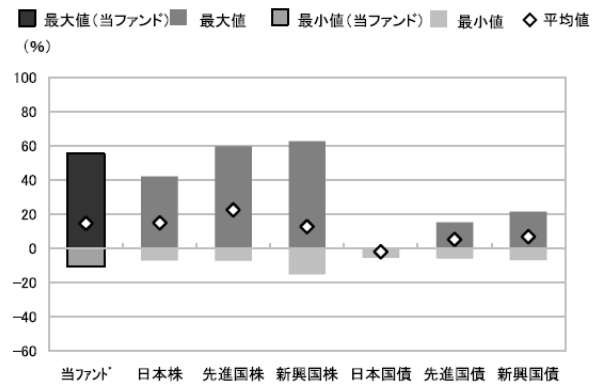


* 分配金再投資基準価額は、2020年4月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
* 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年4月末～2025年3月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	55.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△10.7	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	14.5	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 0.495%（税抜 0.45%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.22%（税抜 0.20%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.22%（税抜 0.20%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.055%（税抜 0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.0055%（税抜 0.005%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用を、間接的にご負担いただきます。
- ※ 上記の他、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014 年 1 月 1 日以降 2037 年 12 月 31 日まで	20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）
2038 年 1 月 1 日以降	20%（所得税 15%、地方税 5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014 年 1 月 1 日以降 2037 年 12 月 31 日まで	15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）
2038 年 1 月 1 日以降	15%（所得税 15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は 2025 年 3 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2023年9月7日～2024年9月6日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.50%	0.49%	0.01%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2025 年 3 月 31 日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

日本インデックスオープン 2 2 5

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,525,227,706	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	864,318	0.01
合計（純資産総額）		10,526,092,024	100.00

(参考) 日本インデックスオープン 2 2 5・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	16,062,214,800	97.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	496,252,875	3.00
合計（純資産総額）		16,558,467,675	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日本インデックスオープン 2 2 5

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	日本インデックスオープン 2 2 5・マザーファンド	2,176,567,551	4.8605	10,579,251,866	4.8357	10,525,227,706	99.99

(種類別投資比率)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(参考) 日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	36,000	44,100.00	1,587,600,000	44,060.00	1,586,160,000	9.58
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	45,000	22,000.00	990,000,000	20,110.00	904,950,000	5.47
3	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	120,000	5,868.00	704,160,000	6,472.00	776,640,000	4.69
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	90,000	7,708.00	693,720,000	7,479.00	673,110,000	4.07
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	180,000	2,425.50	436,590,000	2,359.50	424,710,000	2.56
6	日本	株式	TDK	電気機器	225,000	1,828.40	411,390,000	1,546.00	347,850,000	2.10
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	45,000	8,299.00	373,455,000	7,657.00	344,565,000	2.08
8	日本	株式	テルモ	精密機器	120,000	2,646.00	317,520,000	2,797.00	335,640,000	2.03
9	日本	株式	信越化学工業	化学	75,000	5,734.00	430,050,000	4,236.00	317,700,000	1.92
10	日本	株式	中外製薬	医薬品	45,000	6,577.00	295,965,000	6,799.00	305,955,000	1.85
11	日本	株式	ファナック	電気機器	75,000	3,897.00	292,275,000	4,060.00	304,500,000	1.84
12	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	75,000	2,639.00	197,925,000	3,765.00	282,375,000	1.71
13	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	15,000	13,125.00	196,875,000	17,580.00	263,700,000	1.59
14	日本	株式	ダイキン工業	機械	15,000	17,305.00	259,575,000	16,140.00	242,100,000	1.46
15	日本	株式	パンダイナムコホールディングス	その他製品	45,000	3,259.00	146,655,000	5,004.00	225,180,000	1.36
16	日本	株式	日東電工	化学	75,000	2,261.00	169,575,000	2,735.00	205,125,000	1.24
17	日本	株式	NTTデータグループ	情報・通信業	75,000	2,325.00	174,375,000	2,681.50	201,112,500	1.21
18	日本	株式	京セラ	電気機器	120,000	1,730.50	207,660,000	1,675.50	201,060,000	1.21
19	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	75,000	2,582.50	193,687,500	2,616.00	196,200,000	1.18
20	日本	株式	第一三共	医薬品	45,000	5,646.00	254,070,000	3,511.00	157,995,000	0.95
21	日本	株式	セコム	サービス業	30,000	5,390.00	161,700,000	5,087.00	152,610,000	0.92
22	日本	株式	任天堂	その他製品	15,000	7,763.00	116,445,000	10,110.00	151,650,000	0.92
23	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	15,000	8,680.00	130,200,000	10,015.00	150,225,000	0.91
24	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	22,500	5,244.00	117,990,000	5,736.00	129,060,000	0.78
25	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	45,000	3,781.00	170,145,000	2,844.50	128,002,500	0.77
26	日本	株式	HOYA	精密機器	7,500	19,150.00	143,625,000	16,780.00	125,850,000	0.76
27	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	90,000	1,527.50	137,475,000	1,342.50	120,825,000	0.73
28	日本	株式	三菱商事	卸売業	45,000	2,879.00	129,555,000	2,626.50	118,192,500	0.71
29	日本	株式	オリンパス	精密機器	60,000	2,529.50	151,770,000	1,947.50	116,850,000	0.71
30	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	15,000	8,173.00	122,595,000	7,753.00	116,295,000	0.70

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.07
		建設業	1.74
		食料品	3.07
		繊維製品	0.12
		パルプ・紙	0.06
		化学	5.79
		医薬品	5.81
		石油・石炭製品	0.26
		ゴム製品	0.70
		ガラス・土石製品	0.64
		鉄鋼	0.06
		非鉄金属	1.05
		金属製品	0.01
		機械	4.53
		電気機器	23.83
		輸送用機器	4.07
		精密機器	3.71
		その他製品	2.97
		電気・ガス業	0.18
		陸運業	0.96
		海運業	0.44
		空運業	0.26
		情報・通信業	11.77
		卸売業	3.07
		小売業	12.57
		銀行業	0.85
		証券、商品先物取引業	0.17
		保険業	1.39
		その他金融業	0.88
		不動産業	1.29
		サービス業	4.62
合計			97.00

②【投資不動産物件】

日本インデックスオープン２２５

該当事項はありません。

(参考) 日本インデックスオープン２２５・マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本インデックスオープン２２５
該当事項はありません。

(参考) 日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	13	日本円	474,411,440	463,580,000	2.80

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

日本インデックスオープン２２５

		純資産総額(円)		基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期計算期間末	(2015年9月7日)	3,463,972,271	3,478,612,536	1.1830	1.1880
第16期計算期間末	(2016年9月6日)	3,689,304,712	3,705,496,361	1.1393	1.1443
第17期計算期間末	(2017年9月6日)	3,347,049,958	3,359,916,215	1.3007	1.3057
第18期計算期間末	(2018年9月6日)	4,278,800,114	4,292,775,840	1.5308	1.5358
第19期計算期間末	(2019年9月6日)	3,760,602,982	3,773,478,707	1.4603	1.4653
第20期計算期間末	(2020年9月7日)	4,382,498,390	4,396,109,880	1.6099	1.6149
第21期計算期間末	(2021年9月6日)	6,149,759,680	6,164,532,214	2.0815	2.0865
第22期計算期間末	(2022年9月6日)	8,705,537,528	8,727,790,105	1.9561	1.9611
第23期計算期間末	(2023年9月6日)	10,427,920,524	10,449,792,858	2.3838	2.3888
第24期計算期間末	(2024年9月6日)	11,485,437,474	11,507,238,216	2.6342	2.6392
2024年3月末日		13,786,067,888	—	2.9319	—
4月末日		12,737,573,891	—	2.7848	—
5月末日		12,618,911,958	—	2.7900	—
6月末日		12,884,388,251	—	2.8704	—
7月末日		12,495,092,572	—	2.8347	—
8月末日		12,252,015,562	—	2.8028	—
9月末日		11,865,279,050	—	2.7618	—
10月末日		12,104,718,208	—	2.8450	—
11月末日		11,813,068,169	—	2.7809	—

12 月末日	12, 170, 043, 517	—	2. 9058	—
2025 年 1 月末日	11, 941, 886, 682	—	2. 8814	—
2 月末日	11, 118, 973, 363	—	2. 7062	—
3 月末日	10, 526, 092, 024	—	2. 6145	—

②【分配の推移】

日本インデックスオープン 2 2 5

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 15 期計算期間	2014 年 9 月 9 日～2015 年 9 月 7 日	0. 0050 円
第 16 期計算期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 17 期計算期間	2016 年 9 月 7 日～2017 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 18 期計算期間	2017 年 9 月 7 日～2018 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 19 期計算期間	2018 年 9 月 7 日～2019 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 20 期計算期間	2019 年 9 月 7 日～2020 年 9 月 7 日	0. 0050 円
第 21 期計算期間	2020 年 9 月 8 日～2021 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 22 期計算期間	2021 年 9 月 7 日～2022 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 23 期計算期間	2022 年 9 月 7 日～2023 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 24 期計算期間	2023 年 9 月 7 日～2024 年 9 月 6 日	0. 0050 円
第 25 期中間計算期間	2024 年 9 月 7 日～2025 年 3 月 6 日	—円

③【収益率の推移】

日本インデックスオープン 2 2 5

	期間	収益率 (%)
第 15 期計算期間	2014 年 9 月 9 日～2015 年 9 月 7 日	14. 7
第 16 期計算期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 9 月 6 日	△3. 3
第 17 期計算期間	2016 年 9 月 7 日～2017 年 9 月 6 日	14. 6
第 18 期計算期間	2017 年 9 月 7 日～2018 年 9 月 6 日	18. 1
第 19 期計算期間	2018 年 9 月 7 日～2019 年 9 月 6 日	△4. 3
第 20 期計算期間	2019 年 9 月 7 日～2020 年 9 月 7 日	10. 6
第 21 期計算期間	2020 年 9 月 8 日～2021 年 9 月 6 日	29. 6
第 22 期計算期間	2021 年 9 月 7 日～2022 年 9 月 6 日	△5. 8
第 23 期計算期間	2022 年 9 月 7 日～2023 年 9 月 6 日	22. 1
第 24 期計算期間	2023 年 9 月 7 日～2024 年 9 月 6 日	10. 7
第 25 期中間計算期間	2024 年 9 月 7 日～2025 年 3 月 6 日	4. 2

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

日本インデックスオープン２２５

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 15 期計算期間	1,722,945,902	2,521,117,674
第 16 期計算期間	1,362,350,566	1,052,073,614
第 17 期計算期間	1,110,301,788	1,775,380,334
第 18 期計算期間	1,172,604,663	950,710,884
第 19 期計算期間	777,645,880	997,645,895
第 20 期計算期間	1,123,726,823	976,573,945
第 21 期計算期間	1,016,711,140	784,502,415
第 22 期計算期間	2,446,842,850	950,834,085
第 23 期計算期間	2,466,422,430	2,542,471,139
第 24 期計算期間	1,271,970,177	1,286,288,577
第 25 期中間計算期間	106,377,738	362,019,854

運用実績

2025年3月31日現在

●基準価額・純資産の推移

2015年4月1日～2025年3月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2024年 9月	50円
2023年 9月	50円
2022年 9月	50円
2021年 9月	50円
2020年 9月	50円
設定来累計	650円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	97.00%
その他資産	3.00%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分(日本インデックスオープン225・マザーファンド)

業種	純資産比率
電気機器	23.83%
小売業	12.57%
情報・通信業	11.77%
医薬品	5.81%
化学	5.79%

※組入上位5業種です。

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

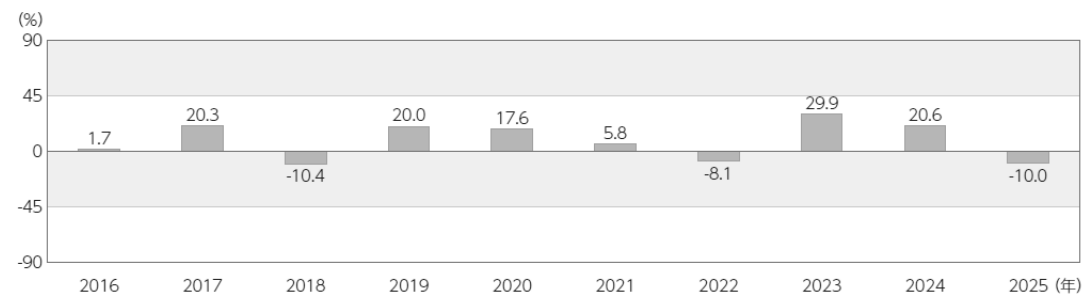
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

日本インデックスオープン225・マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
ファーストリテイリング	小売業	9.58%
東京エレクトロン	電気機器	5.47%
アドバンテスト	電気機器	4.69%
ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.07%
KDDI	情報・通信業	2.56%
TDK	電気機器	2.10%
リクルートホールディングス	サービス業	2.08%
テルモ	精密機器	2.03%
信越化学工業	化学	1.92%
中外製薬	医薬品	1.85%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※2025年は年年初から3月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
- 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300 受付時間 営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp
-----	---

2 【換金（解約） 手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位（分配金再投資コースの場合は、1 口単位）をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 換金の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することや、すでに受付けた換金の受付を取消することができるものとします。
- ・ 換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300 受付時間 営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp
-----	---

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価（225 種）採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2000年9月7日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の〔信託約款の変更〕dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記 b～e の規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期計算期間（2023 年 9 月 7 日から 2024 年 9 月 6 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 11 月 11 日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックスオープン 2 2 5」の 2023 年 9 月 7 日から 2024 年 9 月 6 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本インデックスオープン 2 2 5」の 2024 年 9 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【日本インデックスオープン２２５】

(１) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 23 期 (2023 年 9 月 6 日現在)	第 24 期 (2024 年 9 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	237,447	6,110,092
コール・ローン	64,803,979	56,458,754
親投資信託受益証券	10,425,734,128	11,483,069,421
未収入金	8,724,500	10,768,200
未収利息	—	317
流動資産合計	10,499,500,054	11,556,406,784
資産合計	10,499,500,054	11,556,406,784
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,872,334	21,800,742
未払解約金	17,041,992	10,586,797
未払受託者報酬	5,399,192	5,713,799
未払委託者報酬	26,995,868	32,516,550
未払利息	88	—
その他未払費用	270,056	351,422
流動負債合計	71,579,530	70,969,310
負債合計	71,579,530	70,969,310
純資産の部		
元本等		
元本	*14,374,466,858	*14,360,148,458
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,053,453,666	7,125,289,016
（分配準備積立金）	2,072,684,400	2,555,659,912
元本等合計	10,427,920,524	11,485,437,474
純資産合計	*210,427,920,524	*211,485,437,474
負債純資産合計	10,499,500,054	11,556,406,784

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 23 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 24 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
営業収益		
受取利息	94	12,680
有価証券売買等損益	2,050,139,773	1,360,830,893
営業収益合計	2,050,139,867	1,360,843,573
営業費用		
支払利息	13,695	4,884
受託者報酬	10,407,395	11,864,233
委託者報酬	52,036,846	63,268,648
その他費用	521,760	660,175
営業費用合計	62,979,696	75,797,940
営業利益又は営業損失（△）	1,987,160,171	1,285,045,633
経常利益又は経常損失（△）	1,987,160,171	1,285,045,633
当期純利益又は当期純損失（△）	1,987,160,171	1,285,045,633
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	449,178,204	271,892,400
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,255,021,961	6,053,453,666
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,737,615,852	1,864,107,176
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,737,615,852	1,864,107,176
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,455,293,780	1,783,624,317
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,455,293,780	1,783,624,317
分配金	*121,872,334	*121,800,742
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,053,453,666	7,125,289,016

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第 24 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 23 期 (2023 年 9 月 6 日現在)		第 24 期 (2024 年 9 月 6 日現在)	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数 4,374,466,858 口	*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数 4,360,148,458 口
*2.	当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 2.3838 円 (10,000 口当たりの純資産額 23,838 円)	*2.	当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 2.6342 円 (10,000 口当たりの純資産額 26,342 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 23 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日		第 24 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	
*1. 分配金の計算過程		*1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収 A	0 円	費用控除後の配当等収 A	8,340 円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損 B	1,425,213,803 円	費用控除後・繰越欠損 B	1,013,136,968 円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	4,532,417,385 円	収益調整金額 C	5,019,167,410 円
分配準備積立金額 D	669,342,931 円	分配準備積立金額 D	1,564,315,346 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	6,626,974,119 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	7,596,628,064 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	4,374,466,858 口	当ファンドの期末残存 F	4,360,148,458 口
口数		口数	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	15,149 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	17,422 円
分配対象額		分配対象額	
10,000 口当たり分配 H	50 円	10,000 口当たり分配 H	50 円
金額		金額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	21,872,334 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	21,800,742 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第 23 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 24 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象と	同左

	して運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第 23 期 (2023 年 9 月 6 日現在)	第 24 期 (2024 年 9 月 6 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 23 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 24 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 24 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 23 期 (2023 年 9 月 6 日現在)	第 24 期 (2024 年 9 月 6 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 4,450,515,567 円	期首元本額 4,374,466,858 円
期中追加設定元本額 2,466,422,430 円	期中追加設定元本額 1,271,970,177 円
期中一部解約元本額 2,542,471,139 円	期中一部解約元本額 1,286,288,577 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 23 期(自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,720,568,871
合計	1,720,568,871

第 24 期(自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,133,345,364
合計	1,133,345,364

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン 2 2 5 ・マザーファンド	2, 363, 598, 259	11, 483, 069, 421	
	計	銘柄数：1	2, 363, 598, 259	11, 483, 069, 421	
		組入時価比率：100. 0%		100. 0%	
合計				11, 483, 069, 421	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2023 年 9 月 6 日現在	2024 年 9 月 6 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			748,887	59,262,532
コール・ローン			204,386,285	547,600,395
株式			14,541,762,760	16,697,925,150
派生商品評価勘定			-	6,456,480
未収入金			6,549,440	-
未収配当金			12,919,400	16,454,250
未収利息			-	3,075
前払金			-	19,550,000
差入委託証拠金			3,910,000	50,872,908
流動資産合計			14,770,276,772	17,398,124,790
資産合計			14,770,276,772	17,398,124,790
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			5,280	26,021,440
未払解約金			15,190,810	50,270,750
未払利息			279	-
その他未払費用			2,323	-
流動負債合計			15,198,692	76,292,190
負債合計			15,198,692	76,292,190
純資産の部				
元本等				
元本		*1	3,383,452,997	3,565,417,441
剰余金				
剰余金又は欠損金（△）			11,371,625,083	13,756,415,159
元本等合計			14,755,078,080	17,321,832,600
純資産合計		*2	14,755,078,080	17,321,832,600
負債純資産合計			14,770,276,772	17,398,124,790

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 9 月 6 日現在		2024 年 9 月 6 日現在	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数 3,383,452,997 口	*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数 3,565,417,441 口
*2.	当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 4.3610 円 (10,000 口当たりの純資産額 43,610 円)	*2.	当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 4.8583 円 (10,000 口当たりの純資産額 48,583 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。	同左

	なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2023 年 9 月 6 日現在	2024 年 9 月 6 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2023 年 9 月 6 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022 年 9 月 7 日
期首元本額	3,398,729,308 円
期首より 2023 年 9 月 6 日までの追加設定元本額	1,078,768,123 円
期首より 2023 年 9 月 6 日までの一部解約元本額	1,094,044,434 円
期末元本額	3,383,452,997 円
2023 年 9 月 6 日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン 225	2,390,675,104 円
日本インデックス 225 DC ファンド	828,249,331 円
日本株式・J リートバランスファンド	154,101,612 円
グローバル資産分散投資ファンド A コース（安定）	932,150 円
グローバル資産分散投資ファンド B コース（やや安定）	2,085,183 円
グローバル資産分散投資ファンド C コース（標準）	2,891,560 円
グローバル資産分散投資ファンド D コース（やや積極）	2,243,320 円
グローバル資産分散投資ファンド E コース（積極）	2,274,737 円

2024 年 9 月 6 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 9 月 7 日
期首元本額	3,383,452,997 円
期首より 2024 年 9 月 6 日までの追加設定元本額	868,737,878 円
期首より 2024 年 9 月 6 日までの一部解約元本額	686,773,434 円
期末元本額	3,565,417,441 円
2024 年 9 月 6 日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン 225	2,363,598,259 円
日本インデックス 225 DC ファンド	955,165,526 円
日本株式・J リートバランスファンド	167,913,794 円
グローバル資産分散投資ファンド A コース（安定）	1,320,848 円
グローバル資産分散投資ファンド B コース（やや安定）	2,673,152 円
グローバル資産分散投資ファンド C コース（標準）	17,807,742 円
グローバル資産分散投資ファンド D コース（やや積極）	27,960,345 円
グローバル資産分散投資ファンド E コース（積極）	28,977,775 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2023 年 9 月 6 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,254,166,924
合計	2,254,166,924

2024 年 9 月 6 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,382,374,180
合計	1,382,374,180

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2023 年 9 月 6 日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建 日経平均株価指数先物	198,120,000	—	198,120,000	△5,280
合計		198,120,000	—	198,120,000	△5,280

2024 年 9 月 6 日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建 日経平均株価指数先物	637,670,000	—	618,120,000	△19,564,960
合計		637,670,000	—	618,120,000	△19,564,960

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ニッセイ	15,000	923.70	13,855,500	
		I N P E X	6,000	1,994.50	11,967,000	
		コムシスホールディングス	15,000	3,201.00	48,015,000	
		大成建設	3,000	6,507.00	19,521,000	
		大林組	15,000	1,862.50	27,937,500	
		清水建設	15,000	1,003.00	15,045,000	
		長谷工コーポレーション	3,000	1,855.00	5,565,000	
		鹿島建設	7,500	2,581.00	19,357,500	
		大和ハウス工業	15,000	4,574.00	68,610,000	
		積水ハウス	15,000	3,853.00	57,795,000	
		日揮ホールディングス	15,000	1,243.00	18,645,000	
		日清製粉グループ本社	15,000	1,872.00	28,080,000	
		明治ホールディングス	6,000	3,707.00	22,242,000	
		日本ハム	7,500	5,507.00	41,302,500	
		サッポロホールディングス	3,000	7,554.00	22,662,000	
		アサヒグループホールディングス	15,000	5,440.00	81,600,000	
		キリンホールディングス	15,000	2,233.00	33,495,000	
		キッコーマン	75,000	1,626.50	121,987,500	
		味の素	15,000	5,442.00	81,630,000	
		ニチレイ	7,500	4,336.00	32,520,000	
		日本たばこ産業	15,000	4,173.00	62,595,000	
		帝人	3,000	1,344.00	4,032,000	
		東レ	15,000	768.00	11,520,000	
		王子ホールディングス	15,000	574.20	8,613,000	
		日本製紙	1,500	912.00	1,368,000	
		クラレ	15,000	1,836.00	27,540,000	
		旭化成	15,000	1,035.50	15,532,500	
		レゾナック・ホールディングス	1,500	3,230.00	4,845,000	
		住友化学	15,000	397.40	5,961,000	
		日産化学	15,000	4,978.00	74,670,000	

東ソー	7,500	1,855.50	13,916,250
トクヤマ	3,000	2,625.50	7,876,500
デンカ	3,000	2,220.00	6,660,000
信越化学工業	75,000	5,734.00	430,050,000
三井化学	3,000	3,830.00	11,490,000
三菱ケミカルグループ	7,500	896.50	6,723,750
UBE	1,500	2,582.50	3,873,750
花王	15,000	7,138.00	107,070,000
D I C	1,500	3,152.00	4,728,000
富士フイルムホールディングス	45,000	3,781.00	170,145,000
資生堂	15,000	3,247.00	48,705,000
日東電工	15,000	11,305.00	169,575,000
協和キリン	15,000	3,202.00	48,030,000
武田薬品工業	15,000	4,271.00	64,065,000
アステラス製薬	75,000	1,801.00	135,075,000
住友ファーマ	15,000	576.00	8,640,000
塩野義製薬	15,000	6,548.00	98,220,000
中外製薬	45,000	6,577.00	295,965,000
エーザイ	15,000	5,809.00	87,135,000
第一三共	45,000	5,646.00	254,070,000
大塚ホールディングス	15,000	8,173.00	122,595,000
出光興産	30,000	1,012.50	30,375,000
ENEOSホールディングス	15,000	758.10	11,371,500
横浜ゴム	7,500	3,164.00	23,730,000
ブリヂストン	15,000	5,441.00	81,615,000
A G C	3,000	4,532.00	13,596,000
日本電気硝子	4,500	3,238.00	14,571,000
太平洋セメント	1,500	3,079.00	4,618,500
東海カーボン	15,000	846.30	12,694,500
T O T O	7,500	4,813.00	36,097,500
日本碍子	15,000	1,866.00	27,990,000
日本製鉄	1,500	3,082.00	4,623,000
神戸製鋼所	1,500	1,677.50	2,516,250
J F Eホールディングス	1,500	1,924.50	2,886,750
三井金属鉱業	1,500	4,428.00	6,642,000
三菱マテリアル	1,500	2,437.00	3,655,500

住友金属鉱山	7,500	3,673.00	27,547,500
DOWAホールディングス	3,000	4,790.00	14,370,000
古河電気工業	1,500	3,156.00	4,734,000
住友電気工業	15,000	2,298.00	34,470,000
フジクラ	15,000	3,803.00	57,045,000
SUMCO	1,500	1,501.00	2,251,500
日本製鋼所	3,000	4,196.00	12,588,000
オークマ	3,000	5,616.00	16,848,000
アマダ	15,000	1,455.50	21,832,500
ディスコ	3,000	34,650.00	103,950,000
SMC	1,500	60,000.00	90,000,000
小松製作所	15,000	3,685.00	55,275,000
住友重機械工業	3,000	3,269.00	9,807,000
日立建機	15,000	3,377.00	50,655,000
クボタ	15,000	2,072.50	31,087,500
荏原製作所	15,000	1,745.50	26,182,500
ダイキン工業	15,000	17,305.00	259,575,000
日本精工	15,000	725.30	10,879,500
NTN	15,000	257.00	3,855,000
ジェイテクト	15,000	1,103.50	16,552,500
日立造船	3,000	943.00	2,829,000
三菱重工業	15,000	1,712.00	25,680,000
IHI	1,500	6,218.00	9,327,000
コニカミノルタ	15,000	427.60	6,414,000
ミネベアミツミ	15,000	2,733.50	41,002,500
日立製作所	15,000	3,272.00	49,080,000
三菱電機	15,000	2,279.00	34,185,000
富士電機	3,000	7,677.00	23,031,000
安川電機	15,000	4,452.00	66,780,000
ソシオネクスト	15,000	2,802.00	42,030,000
ニデック	12,000	5,731.00	68,772,000
オムロン	15,000	5,829.00	87,435,000
ジーエス・ユアサコーポレーション	3,000	2,874.50	8,623,500
日本電気	1,500	12,540.00	18,810,000
富士通	15,000	2,787.00	41,805,000

ルネサスエレクトロニクス	15,000	2,156.50	32,347,500
セイコーエプソン	30,000	2,633.50	79,005,000
パナソニック ホールディングス	15,000	1,229.50	18,442,500
シャープ	15,000	912.20	13,683,000
ソニーグループ	15,000	13,195.00	197,925,000
T D K	45,000	9,142.00	411,390,000
アルプスアルパイン	15,000	1,505.50	22,582,500
横河電機	15,000	3,655.00	54,825,000
アドバンテスト	120,000	5,868.00	704,160,000
キーエンス	1,500	63,900.00	95,850,000
レーザーテック	6,000	23,315.00	139,890,000
カシオ計算機	15,000	1,158.50	17,377,500
ファナック	75,000	3,897.00	292,275,000
京セラ	120,000	1,730.50	207,660,000
太陽誘電	15,000	3,200.00	48,000,000
村田製作所	36,000	2,831.00	101,916,000
S C R E E Nホールディングス	6,000	9,700.00	58,200,000
キヤノン	22,500	4,841.00	108,922,500
リコー	15,000	1,505.00	22,575,000
東京エレクトロン	45,000	22,000.00	990,000,000
デンソー	60,000	2,072.00	124,320,000
川崎重工業	1,500	4,692.00	7,038,000
日産自動車	15,000	415.00	6,225,000
いすゞ自動車	7,500	2,131.00	15,982,500
トヨタ自動車	75,000	2,582.50	193,687,500
日野自動車	15,000	423.70	6,355,500
三菱自動車工業	1,500	403.00	604,500
マツダ	3,000	1,130.00	3,390,000
本田技研工業	90,000	1,527.50	137,475,000
スズキ	60,000	1,572.50	94,350,000
S U B A R U	15,000	2,583.00	38,745,000
ヤマハ発動機	45,000	1,231.00	55,395,000
テルモ	120,000	2,646.00	317,520,000
ニコン	15,000	1,457.50	21,862,500
オリンパス	60,000	2,529.50	151,770,000
HOYA	7,500	19,150.00	143,625,000

シチズン時計	15,000	918.00	13,770,000
バンダイナムコホールディングス	45,000	3,259.00	146,655,000
TOPPANホールディングス	7,500	4,174.00	31,305,000
大日本印刷	7,500	5,104.00	38,280,000
ヤマハ	15,000	3,520.00	52,800,000
任天堂	15,000	7,763.00	116,445,000
東京電力ホールディングス	1,500	678.90	1,018,350
中部電力	1,500	1,804.50	2,706,750
関西電力	1,500	2,496.50	3,744,750
東京瓦斯	3,000	3,571.00	10,713,000
大阪瓦斯	3,000	3,526.00	10,578,000
東武鉄道	3,000	2,582.00	7,746,000
東急	7,500	1,858.50	13,938,750
小田急電鉄	7,500	1,711.50	12,836,250
京王電鉄	3,000	3,572.00	10,716,000
京成電鉄	7,500	4,417.00	33,127,500
東日本旅客鉄道	4,500	2,851.50	12,831,750
西日本旅客鉄道	3,000	2,726.00	8,178,000
東海旅客鉄道	7,500	3,337.00	25,027,500
ヤマトホールディングス	15,000	1,646.00	24,690,000
NIPPON EXPRESSホールディング	1,500	7,280.00	10,920,000
日本郵船	4,500	4,797.00	21,586,500
商船三井	4,500	4,889.00	22,000,500
川崎汽船	13,500	2,010.50	27,141,750
日本航空	15,000	2,386.50	35,797,500
ANAホールディングス	1,500	2,953.00	4,429,500
三菱倉庫	7,500	5,194.00	38,955,000
ネクソン	30,000	2,730.00	81,900,000
メルカリ	15,000	2,374.00	35,610,000
LINEヤフー	6,000	395.30	2,371,800
トレンドマイクロ	15,000	8,680.00	130,200,000
日本電信電話	150,000	155.50	23,325,000
KDDI	90,000	4,851.00	436,590,000
ソフトバンク	15,000	1,996.00	29,940,000
東宝	1,500	5,849.00	8,773,500

N T Tデータグループ	75,000	2,325.00	174,375,000
コナミグループ	15,000	13,125.00	196,875,000
ソフトバンクグループ	90,000	7,708.00	693,720,000
双日	1,500	3,281.00	4,921,500
伊藤忠商事	15,000	7,530.00	112,950,000
丸紅	15,000	2,327.50	34,912,500
豊田通商	45,000	2,624.00	118,080,000
三井物産	30,000	2,878.50	86,355,000
住友商事	15,000	3,245.00	48,675,000
三菱商事	45,000	2,879.00	129,555,000
J．フロント　リテイリング	7,500	1,462.00	10,965,000
Z O Z O	15,000	4,704.00	70,560,000
三越伊勢丹ホールディングス	15,000	2,221.00	33,315,000
セブン&アイ・ホールディングス	45,000	2,133.50	96,007,500
高島屋	15,000	1,120.00	16,800,000
丸井グループ	15,000	2,497.00	37,455,000
イオン	15,000	3,838.00	57,570,000
ニトリホールディングス	7,500	22,015.00	165,112,500
ファーストリテイリング	45,000	44,100.00	1,984,500,000
しずおかフィナンシャルグループ	15,000	1,284.00	19,260,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	15,000	817.20	12,258,000
あおぞら銀行	1,500	2,608.00	3,912,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	15,000	1,477.00	22,155,000
りそなホールディングス	1,500	1,058.50	1,587,750
三井住友トラスト・ホールディングス	3,000	3,518.00	10,554,000
三井住友フィナンシャルグループ	1,500	9,180.00	13,770,000
千葉銀行	15,000	1,176.50	17,647,500
ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	3,713.00	11,139,000
みずほフィナンシャルグループ	1,500	2,923.50	4,385,250
大和証券グループ本社	15,000	1,028.00	15,420,000
野村ホールディングス	15,000	801.90	12,028,500
S O M P Oホールディングス	9,000	3,311.00	29,799,000
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	13,500	3,271.00	44,158,500
第一生命ホールディングス	1,500	3,974.00	5,961,000

計	東京海上ホールディングス	22,500	5,244.00	117,990,000	
	T&Dホールディングス	3,000	2,347.50	7,042,500	
	クレディセゾン	15,000	3,295.00	49,425,000	
	オリックス	15,000	3,429.00	51,435,000	
	日本取引所グループ	15,000	3,350.00	50,250,000	
	東急不動産ホールディングス	15,000	1,010.00	15,150,000	
	三井不動産	45,000	1,442.50	64,912,500	
	三菱地所	15,000	2,355.50	35,332,500	
	東京建物	7,500	2,347.50	17,606,250	
	住友不動産	15,000	4,686.00	70,290,000	
	エムスリー	36,000	1,412.00	50,832,000	
	ディー・エヌ・エー	4,500	1,662.00	7,479,000	
	電通グループ	15,000	4,308.00	64,620,000	
	オリエンタルランド	15,000	3,878.00	58,170,000	
	サイバーエージェント	12,000	1,032.50	12,390,000	
	楽天グループ	15,000	946.40	14,196,000	
	リクルートホールディングス	45,000	8,299.00	373,455,000	
	日本郵政	15,000	1,432.00	21,480,000	
	セコム	15,000	10,780.00	161,700,000	
	銘柄数：225			16,697,925,150	
	組入時価比率：96.4%			100.0%	
	合 計			16,697,925,150	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「(その他の注記) 3. デリバティブ取引関係」に表示しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び同規則第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 期中間計算期間（2024 年 9 月 7 日から 2025 年 3 月 6 日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 5 月 12 日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 榎 倉 昭 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 橋 睦
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックスオープン 2 2 5」の 2024 年 9 月 7 日から 2025 年 3 月 6 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「日本インデックスオープン 2 2 5」の 2025 年 3 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024 年 9 月 7 日から 2025 年 3 月 6 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断に

よる。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本インデックスオープン２２５】

(１)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第 25 期中間計算期間末
(2025 年 3 月 6 日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	10,264,210
コール・ローン	33,788,797
親投資信託受益証券	11,269,934,474
未収入金	627,290
未収利息	421
流動資産合計	11,314,615,192
資産合計	11,314,615,192
負債の部	
流動負債	
未払解約金	13,969,837
未払受託者報酬	3,244,162
未払委託者報酬	25,953,273
その他未払費用	324,357
流動負債合計	43,491,629
負債合計	43,491,629
純資産の部	
元本等	
元本	*14,104,506,342
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,166,617,221
（分配準備積立金）	2,345,898,305
元本等合計	11,271,123,563
純資産合計	*211,271,123,563
負債純資産合計	11,314,615,192

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第 25 期中間計算期間
自 2024 年 9 月 7 日
至 2025 年 3 月 6 日

営業収益	
受取利息	26,250
有価証券売買等損益	531,572,203
営業収益合計	531,598,453
営業費用	
受託者報酬	3,244,162
委託者報酬	25,953,273
その他費用	324,357
営業費用合計	29,521,792
営業利益又は営業損失（△）	502,076,661
経常利益又は経常損失（△）	502,076,661
中間純利益又は中間純損失（△）	502,076,661
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	60,301,295
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,125,289,016
剰余金増加額又は欠損金減少額	191,832,513
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	191,832,513
剰余金減少額又は欠損金増加額	592,279,674
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	592,279,674
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,166,617,221

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第 25 期中間計算期間 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 3 月 6 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第 25 期中間計算期間末 (2025 年 3 月 6 日現在)	
*1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	4, 104, 506, 342 口
*2. 当該中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	2. 7460 円
(10, 000 口当たりの純資産額	27, 460 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 25 期中間計算期間 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 3 月 6 日
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

期 別	第 25 期中間計算期間末 (2025 年 3 月 6 日現在)
項 目	
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(重要な後発事象に関する注記)

第 25 期中間計算期間 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 3 月 6 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 25 期中間計算期間末 (2025 年 3 月 6 日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,360,148,458 円
期中追加設定元本額	106,377,738 円
期中一部解約元本額	362,019,854 円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2025 年 3 月 6 日現在
			金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託			72,601,637
コール・ローン			238,997,651
株式			17,200,450,050
未収配当金			34,662,750
未収利息			2,979
前払金			11,300,000
差入委託証拠金			21,282,556
流動資産合計			17,579,297,623
資産合計			17,579,297,623
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定			11,307,920
未払解約金			627,290
流動負債合計			11,935,210
負債合計			11,935,210
純資産の部			
元本等			
元本		*1	3,460,047,778
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）			14,107,314,635
元本等合計			17,567,362,413
純資産合計		*2	17,567,362,413
負債純資産合計			17,579,297,623

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 3 月 6 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 3 月 6 日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,460,047,778 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	5.0772 円
(10,000 口当たりの純資産額	50,772 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項 目	期 別	2025 年 3 月 6 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

2025 年 3 月 6 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024 年 9 月 7 日
期首元本額	3,565,417,441 円
期首より 2025 年 3 月 6 日までの追加設定元本額	163,217,706 円
期首より 2025 年 3 月 6 日までの一部解約元本額	268,587,369 円
期末元本額	3,460,047,778 円
2025 年 3 月 6 日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン 2 2 5	2,219,714,503 円
日本インデックス 2 2 5 D C ファンド	957,769,615 円
日本株式・J リートバランスファンド	188,646,994 円
グローバル資産分散投資ファンド A コース（安定）	1,193,763 円
グローバル資産分散投資ファンド B コース（やや安定）	4,189,361 円
グローバル資産分散投資ファンド C コース（標準）	22,233,023 円
グローバル資産分散投資ファンド D コース（やや積極）	31,660,960 円
グローバル資産分散投資ファンド E コース（積極）	34,639,559 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2025 年 3 月 6 日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建 日経平均株価指数先物	351,050,000	—	339,750,000	△11,307,920
合計		351,050,000	—	339,750,000	△11,307,920

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本インデックスオープン 2 2 5

(2025 年 3 月 31 日現在)

I 資産総額	10, 548, 680, 717円
II 負債総額	22, 588, 693円
III 純資産総額（I－II）	10, 526, 092, 024円
IV 発行済数量	4, 025, 991, 411口
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）	2. 6145円

(参考) 日本インデックスオープン 2 2 5 ・マザーファンド

(2025 年 3 月 31 日現在)

I 資産総額	16, 636, 697, 217円
II 負債総額	78, 229, 542円
III 純資産総額（I－II）	16, 558, 467, 675円
IV 発行済数量	3, 424, 221, 589口
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）	4. 8357円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年3月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	1,132,101 株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年3月14日	1億円（60億284千円）

(2) 委託会社の機構（2025年3月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	151	12,589
追加型公社債投資信託	1	3,174
単位型株式投資信託	37	509
単位型公社債投資信託	4	71
合計	193	16,345

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 4 日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴木裕子
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松本直也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている S B I 岡三アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 61 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		12,540,483		13,382,655
有価証券		—		99,210
未収委託者報酬		1,311,125		1,705,907
未収運用受託報酬		10,800		78,429
未収投資助言報酬		11,876		11,959
前払費用		92,173		115,978
未収還付法人税等		30,079		—
未収収益		6,452		13,481
その他の流動資産		1,253		6,841
流動資産合計		14,004,243		15,414,463
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	184,641	※1	172,509
器具備品	※1	20,587	※1	14,591
有形固定資産合計		205,229		187,100
無形固定資産				
ソフトウェア		30,119		21,685
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		32,241		23,807
投資その他の資産				
投資有価証券		1,121,024		1,205,407
長期差入保証金		257,258		252,250
前払年金費用		53,042		61,691
その他		480		480
投資その他の資産合計		1,431,804		1,519,829
固定資産合計		1,669,275		1,730,737
資産合計		15,673,519		17,145,200

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	20,342	31,333
未払金	708,338	991,947
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	698,571	925,698
その他未払金	4,765	61,247
未払費用	239,029	234,454
未払法人税等	16,738	322,685
未払消費税等	31,221	88,053
賞与引当金	12,348	—
流動負債合計	1,028,018	1,668,473
固定負債		
退職給付引当金	293,279	278,570
役員退職慰労引当金	5,620	7,490
資産除去債務	93,410	94,372
繰延税金負債	18,513	72,083
固定負債合計	410,823	452,516
負債合計	1,438,841	2,120,990
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,331,880	2,922,414
利益剰余金合計	2,511,710	3,102,244
株主資本合計	14,078,778	14,669,312
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	155,899	354,897
評価・換算差額等合計	155,899	354,897
純資産合計	14,234,677	15,024,210
負債・純資産合計	15,673,519	17,145,200

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	9,113,651	10,123,506
運用受託報酬	19,318	108,885
投資助言報酬	27,600	27,675
その他営業収益	—	11,259
営業収益合計	9,160,569	10,271,327
営業費用		
支払手数料	4,285,941	4,867,961
広告宣伝費	86,558	121,082
公告費	328	15
受益権管理費	16,118	16,417
調査費	1,858,200	1,837,996
調査費	315,915	236,964
委託調査費	1,542,285	1,601,031
委託計算費	260,793	273,203
営業雑経費	280,183	311,294
通信費	62,020	65,742
印刷費	146,353	158,663
諸経費	59,982	76,665
協会費	5,429	5,247
諸会費	6,397	4,976
営業費用合計	6,788,124	7,427,972
一般管理費		
給料	1,316,427	1,226,095
役員報酬	104,095	73,162
給料・手当	1,204,824	1,103,991
賞与	7,508	48,940
交際費	4,731	754
寄付金	17,082	21,265
旅費交通費	11,149	10,992
租税公課	8,668	7,716
不動産賃借料	283,162	259,582
賞与引当金繰入	12,348	—
退職給付費用	43,320	32,395
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	38,381	28,769
諸経費	351,617	333,346
一般管理費合計	2,088,759	1,922,788
営業利益	283,685	920,566

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		14,713		18,926
受取利息	※1	19,472	※1	93
受取補償金		1,396		0
雑益		4,051		5,602
営業外収益合計		39,634		24,623
営業外費用				
固定資産除却損	※2	0	※2	0
為替差損		233		60
支払補償費		1,396		0
株式交付費		35,001		—
雑損		88		463
営業外費用合計		36,720		523
経常利益		286,599		944,665
特別利益				
投資有価証券売却益		18,272		17,222
投資有価証券償還益		—		173
貸倒引当金戻入		14,510		—
特別利益合計		32,782		17,395
特別損失				
有価証券償還損		13		—
投資有価証券売却損		21		4,270
投資有価証券評価損		—		50,575
特別損失合計		34		54,845
税引前当期純利益		319,346		907,215
法人税、住民税及び事業税		90,878		368,346
法人税等調整額		3,853		△ 51,664
法人税等合計		94,732		316,682
当期純利益		224,614		590,533

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
						別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	—	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当期変動額												
新株の 発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568
剰余金 の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142
当期純 利益							224,614	224,614	224,614			224,614
資本金か らその他 資本剰余 金への振 替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284								
資本準備 金からそ の他資本 剰余金へ の振替		△5,566,784	5,566,784									
別途積立 金の取崩						△5,718,662	5,718,662					
株主資本 以外の項 目の事業 年度中の 変動額 (純額)										△72,798	△72,798	△72,798
当期変動額 合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	—	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・ 換算差 額等合 計
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金 別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額												
剰余金の 配当												
当期純利 益							590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本 以外の項目 の事業年度 中の変動額 (純額)										198,998	198,998	198,998
当期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 72,083 千円

上記の繰延税金負債 72,083 千円は、繰延税金資産 168,874 千円と繰延税金負債 240,958 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
建物	74,099 千円	86,481 千円
器具備品	130,717 〃	130,930 〃
計	204,816 〃	217,412 〃

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
受取利息	14,367 千円	—

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	0 千円	0 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	554,701	577,400	554,701	577,400
A 種優先株式 (株)	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式 (株)	—	—	—	—
A 種優先株式 (株)	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注1) 前事業年度の普通株式の増加株式数の 557,400 株は、S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注2) 前事業年度の普通株式の減少株式数の 554,701 株及び、A 種優先株式の増加株式数の 554,701 株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式を A 種優先株式へ変更したことによるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 22 日
2022 年 11 月 11 日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022 年 11 月 11 日	2022 年 11 月 17 日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿 価格（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

（注）2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株（総額672,954千円）を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	252,205	252,205
1年超	693,564	441,359
合計	945,769	693,564

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	—
(2) 差入保証金	257,258	257,036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	257,036	—	257,036

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	221,769	—	221,769

（注 1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注 2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル 1 の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル 2 に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル 2 の時価に分類しております。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	398,094	75,588	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	307,740	70,022	237,718
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	391,508	372,000	19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	10,595	11,992	△1,397
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	295,490	312,977	△17,487
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	539,556	81,949	457,606
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	531,900	442,000	89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	117,470	122,402	△4,932
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当事業年度における減損処理額は、50,575 千円（うち、その他 50,575 千円）であります。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	589,334	514,185
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
数理計算上の差異の発生額	△70,336	△48,700
退職給付の支払額	△55,774	△49,654
その他	—	630
退職給付債務の期末残高	514,185	461,310

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	381,116	341,266
期待運用収益	1,905	1,706
数理計算上の差異の発生額	△35,927	29,842
事業主からの拠出額	16,747	15,123
退職給付の支払額	△22,575	△19,641
年金資産の期末残高	341,266	368,298

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	248,503	222,295
年金資産	△341,266	△368,298
	△92,763	△146,002
非積立型制度の退職給付債務	265,682	239,014
未積立退職給付債務	172,919	93,012
未認識数理計算上の差異	67,317	123,866
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878
退職給付引当金	293,279	278,570
前払年金費用	△53,042	△61,691
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
期待運用収益	△1,905	△1,706
数理計算上の差異の費用処理額	△20,383	△21,994
確定給付制度に係る退職給付費用	28,673	21,147

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
株式	39.8%	44.0%
一般勘定	26.1%	19.7%
債券	20.7%	22.1%
その他	13.4%	14.2%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
割引率	0.40%	0.74%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 13,468 千円、当事業年度 12,397 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	101,445	96,357
役員退職慰労引当金	1,943	2,590
賞与引当金	4,271	—
未払金（賞与）	—	15,565
その他有価証券評価差額金	6,532	1,706
投資有価証券評価損	3,011	20,505
資産除去債務	32,310	32,643
未払事業税	4,871	29,366
その他	6,466	8,548
繰延税金資産小計	160,852	207,283
評価性引当額	△ 37,458	△ 38,409
繰延税金資産の合計	123,394	168,874
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 88,974	△ 189,382
未収配当金	△ 2,072	△ 4,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,664	△ 26,057
前払年金費用	△ 18,347	△ 21,339
未収還付事業税	△ 5,848	—
繰延税金負債の合計	△ 141,907	△ 240,958
繰延税金資産（負債）の純額	△ 18,513	△ 72,083

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.59%	—
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	0.95%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.90%	—
住民税均等割	1.19%	—
税率変更に伴う影響額	△ 3.64%	—
評価性引当額の増減	△ 3.10%	—
その他	0.58%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.66%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
期首残高	92,457	93,410
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	952	962
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	93,410	94,372

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

(単位：千円)	
委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

当事業年度

(単位：千円)	
委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業利益	11,259
合計	10,271,327

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

	(単位：千円)
未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

当事業年度

	(単位：千円)
未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

おります。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社 岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有 直接 (49%)	直接の親会社 資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付金	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注1)	2,718,939	未払手数料	532,414

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注1)	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

SBIFS合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	12,573 円 68 銭	13,271 円 09 銭
1 株当たり当期純利益金額	300 円 41 銭	521 円 63 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	224,614 千円	590,533 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	224,614 千円	590,533 千円
普通株式の期中平均株式数	747,694 株	1,132,101 株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	14,234,677 千円	15,024,210 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,234,677 千円	15,024,210 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	1,132,101 株	1,132,101 株
(うち A 種優先株式)	(554,701 株)	(554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

当中間会計期間	
(2024 年 9 月 30 日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	14,043,770
有価証券	96,100
未収委託者報酬	1,914,033
未収運用受託報酬	8,931
未収投資助言報酬	27,181
その他の流動資産	134,754
流動資産合計	16,224,771
固定資産	
有形固定資産	※ 179,300
無形固定資産	18,996
投資その他の資産	1,670,791
投資有価証券	1,345,589
その他	325,202
固定資産合計	1,869,087
資産合計	18,093,859

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	28,805
前受運用受託報酬	307
未払金	1,084,078
未払償還金	5,001
未払手数料	1,074,021
その他未払金	5,055
未払法人税等	300,302
その他流動負債	295,714
流動負債合計	1,709,208
固定負債	
退職給付引当金	256,055
役員退職慰労引当金	8,430
繰延税金負債	193,524
資産除去債務	94,858
固定負債合計	552,868
負債合計	2,262,076
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068
利益剰余金	
利益準備金	179,830
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,579,499
利益剰余金合計	3,759,329
株主資本合計	15,326,397
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	505,384
評価・換算差額等合計	505,384
純資産合計	15,831,782
負債・純資産合計	18,093,859

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024 年 4 月 1 日	
至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	6,393,931
運用受託報酬	17,116
投資助言報酬	13,837
その他営業収益	7,483
営業収益合計	6,432,369
営業費用	4,572,839
一般管理費	900,178
営業利益	959,351
営業外収益	※1 28,105
営業外費用	24
経常利益	987,432
特別利益	※2 19,379
特別損失	1,752
税引前中間純利益	1,005,059
法人税、住民税及び事業税	306,113
法人税等調整額	41,860
法人税等合計	347,974
中間純利益	657,085

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当中間期変動額										
剰余金の配当										
中間純利益					657,085	657,085	657,085			657,085
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								150,486	150,486	150,486
当中間期変動額合計	—	—	—	—	657,085	657,085	657,085	150,486	150,486	807,572
当中間期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,579,499	3,759,329	15,326,397	505,384	505,384	15,831,782

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18 年

器具備品 4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
建物	92,676 千円
器具備品	132,536 "
計	225,212 "

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
受取配当金	23,361 千円

※2 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
投資有価証券売却益	2,068 千円
投資有価証券償還益	17,311 "

3 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
有形固定資産	7,800 千円
無形固定資産	4,811 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式 (株)	577, 400	—	—	577, 400
A 種優先株式 (株)	554, 701	—	—	554, 701
自己株式				
普通株式 (株)	—	—	—	—
A 種優先株式 (株)	—	—	—	—
合計	1, 132, 101	—	—	1, 132, 101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)		
1 年内	252, 205	千円
1 年超	315, 256	〃
合計	567, 461	〃

(金融商品関係)

当中間会計期間(2024年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	96,100	96,100	—
(2) 投資有価証券	1,229,898	1,229,898	—

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

市場価額のない株式等は、(2) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位: 千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	96,100	—	96,100
投資有価証券	800,618	429,280	—	1,229,898

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。非上場投資信託は基準価額等によっております。

(注 2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル 1 の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、レベル 2 に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	800,618	81,949	718,668
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	407,929	348,430	59,499
小計		1,208,547	430,379	778,168
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	117,450	122,977	△5,527
小計		117,450	122,977	△5,527
合計		1,325,998	553,357	772,641

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 1. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2024 年 9 月 30 日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
期首残高	94,372	千円
時の経過による調整額	486	〃
当中間会計期間末残高	94,858	〃

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
委託者報酬	6,393,931	千円
運用受託報酬	17,116	〃
投資助言報酬	13,837	〃
その他営業収益	7,483	〃
合計	6,432,369	〃

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり純資産額	13,984 円 42 銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	15,831,782
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	15,831,782
普通株式の発行済株式数 (株)	1,132,101
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株) (うち A 種優先株式)	1,132,101 554,701

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	580 円 41 銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	657,085
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	657,085
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,132,101

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(注 2) A 種優先株式残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(注 3) 1 株当たり中間純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

日 本 イ ン デ ッ ク ス オ ー プ ン 2 2 5

約 款

S B I 岡 三 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

運用の基本方針

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本インデックスオープン 225・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、日本インデックスオープン 225・マザーファンド受益証券に投資します。
- ② 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ 株式以外への資産（日本インデックスオープン 225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ④ ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象収益の範囲
繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針
委託者が基準価額水準、配当等収益等を勘案のうえ分配金額を決定します。
- ③ 留保益の運用方針
分配に充てなかった留保益については、この信託の運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 日本インデックスオープン２２５ 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 5 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 5 億口に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総

額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（以下この条において、委託者の指定する販売会社を「販売会社」

といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該販売会社の定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に第4項第1号に規定する手数料(無手数料を含みます。)および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る価額は1口につき1円とし、平成15年5月25日以前の取得申込に係る価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に第4項第2号に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は次の通りとします。
 1. 販売会社が2%の率を上限としてそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額とします。
 2. 当該取得申込の口数(以下「当該取得申込総口数」といいます。)に応じ、次に定める率を基準価額に乗じて得た額とします。

当該取得申込総口数が1,000万口未満の場合	2.0%
当該取得申込総口数が1,000万口以上1億口未満の場合	1.0%
当該取得申込総口数が1億口以上5億口未満の場合	0.5%
当該取得申込総口数が5億口以上の場合	0.25%
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また

は記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（運用の指図範囲）

第 16 条 委託者は、信託金を、主として S B I 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「日本インデックスオープン 225・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第 2 号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といい、第 2 号に規定する短期社債等とは、イ. 社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、ニ. 商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、ホ. 信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、ヘ. 農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債、ト. 一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 16 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条および第 21 条の 2 において同じ。）、第 21 条の 2 第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれか

に該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
- ③ 前各項の取扱いは、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 25 条および第 26 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（先物取引等の運用指図）

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびにシンガポール取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにシンガポール取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 19 条の 2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（資金の借入れ）

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条の2 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第22条 <削除>

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管

理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 25 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 26 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（信託財産に関する報告）

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財

産の純資産総額に年 10,000 分の 45 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 36 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第 37 条 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社の定める買取り単位（別に定める契約にかかる受益権については 1 口単位）をもってその受益権を買取ります。

- ② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 平成 19 年 1 月 4 日以降の買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取代金が受益者に支払われることとなる買取りの請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者の指定する販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

（信託契約の一部解約）

第 38 条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託

者に委託者の指定する販売会社の定める一部解約の単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された基準価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている

場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 46 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託

者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 12 年 9 月 7 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 大阪府大阪市中心区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社りそな銀行

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

運用の基本方針

約款第 16 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日経平均株価（225 種）採用銘柄を投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは行わないことがあります。
- ② 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。